

すずか減災プロジェクト
協定書

平成26年3月11日

鈴鹿市

株式会社ウェザーニューズ

鈴鹿市（以下「甲」という。）と株式会社ウェザーニューズ（以下「乙」という。）は、市民等の参加により災害・減災情報を集約し、甲の災害対策に活用するとともに、その情報を公開・共有し、市民等の災害対策・減災行動を支援することにより災害被害の軽減“減災”を促進する事業を「すずか減災プロジェクト」（以下「減災プロジェクト」という。）と位置付け、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互の連携・協力により、減災プロジェクトを円滑に実施していくことを目的とする。

（連携・協力の内容）

第2条 連携・協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲及び市民等が災害・減災情報を発信・共有するためのウェブサイトの構築、管理及び運用

- (2) その他前号に規定する事項の推進に当たり必要な事項

（役割分担）

第3条 甲及び乙は、次のとおり役割を分担して減災プロジェクトを進めるものとする。

- (1) 甲の役割
 - ア 市民等に対する減災プロジェクトの周知及び広報
 - イ 甲の職員に対する減災プロジェクトへの参加促進
 - (2) 乙の役割
 - ア 減災プロジェクトのウェブサイトの構築
 - イ 減災プロジェクトのウェブサイトの管理及び運用
- 2 前項各号に掲げる役割以外の事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（費用の負担）
第4条 甲及び乙は、前条の規定に基づき分担した業務に要する費用を、各自で負担するものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく業務を行うに当たって、相手方から秘密である旨が示された情報（各種媒体によるものほか、口頭により提供されたものを含む。）を、書面による承諾なしに、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

（個人情報の保護）

第6条 甲及び乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、本協定に基づく業務を行うに当たっては、個人情報保護のため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 本協定に基づく業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせないこと。
- (2) 本協定に基づく業務を処理するために個人情報を取り扱う場合は、関係法令等の規定に従い、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めること。
- (3) 本協定に基づく業務を処理するため個人情報を収集する場合は、その目的を明確にし、目的達成のために必要な最小限のものとし、適法かつ公正な手段により収集すること。
- (4) 本協定に基づく業務を処理するため収集、作成した個人情報をこの業務の目的以外に使用し、又は第三者に提供しないこと。
- (5) 本協定に基づく業務を処理するため収集、作成した個人情報を漏えい、毀損及び

は、
り情報
或
“減
う。）

て実施
書類、
滅失（以下「漏えい等」という。）する事がないよう、当該個人情報の安全な管理に
努めること。

- (6) 前号の個人情報を取り扱う場所を特定し、持ち出さないこと。
(7) 本協定に基づく業務を処理するため、私用のパソコン等を使用しないこと。
(8) 本協定に基づく業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情
報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしないこと。
- 2 本協定に基づく業務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合には、速やかに被
害を最小限にするための措置を講ずるとともに、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏え
い等のあつた個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を
講ずるものとする。
- 3 二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事
実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(協定の期間)

第7条 本協定の効力は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の効力の満了の
日から3か月前までに甲及び乙のいずれからも終了の申出がない場合は、さらに1年間延
長するものとし、以後も同様とする。

2 第5条、及び第6条の規定は、本協定の効力の満了後も存続するものとする。

(協定の変更・解除)

第8条 甲又は乙のいずれかが、本協定を変更し、又は解除しようとする場合は、3か月の
予告期間をもって相手方に文書で通知し、その同意を得るものとする。

(協議)
第9条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項につい
て定める必要がある場合は、甲乙協議してこれを定めるものとする。

するも
るものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各自1通を保有す

旨が示
書面

平成26年3月11日

に当た

らせな

令等の
ること。
を明確
集する

目的以
損及び

甲 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市

鈴鹿市長

木村 見

鈴鹿市印

乙 千葉市美浜区中瀬一丁目3番18号

株式会社ウェザーニュース

代表取締役社長

木村 見

鈴鹿市印

